

小林市健幸のまちづくり拠点施設 整備事業

審査基準書

令和5年7月

小 林 市

目 次

はじめに.....	1
I 選定事業者の決定方法.....	1
II 参加資格審査.....	2
III 提案審査.....	2
1 価格審査.....	2
2 技術審査.....	2
3 各審査の得点化.....	2
4 最優秀提案者の選定.....	3
IV 選定事業者の決定.....	3
V 選定委員の公表.....	3

はじめに

小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）では、新施設の設計に関する業務、新施設の施工に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められる。このため、本事業を実施する者として選定する事業者（以下「選定事業者」という。）は、各業務に関する遂行能力、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

この審査基準書は、本事業の選定事業者の決定方法及び審査における評価基準等を示すものである。

I 選定事業者の決定方法

選定事業者は、以下に示す審査を経て、小林市（以下「本市」という。）が決定する。

なお、提案審査のうち、技術審査及び価格審査については、「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業デザインビルド委託業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

II 参加資格審査

本事業を実施するために構成された複数の企業（以下「参加者」という。）が、募集要項Ⅱ 2（1）（2）に示す参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。参加資格審査の結果は、提案審査における評価に反映させないこととする。

なお、参加資格審査は、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）における状況について行い、参加資格確認基準日以降の状況の変化等による再審査は行わないものとする（ただし、募集要項Ⅱ 2（3）により、市が新たな構成員の追加を認めた場合は、当該構成員について、参加資格審査を行う。なお、「参加資格確認基準日」は、「構成員等変更承認申請受付日」に読み替える。）。

III 提案審査

1 価格審査

本市は、参加者が提出した提案価格が、予定価格以内であることを審査する。提案価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

2 技術審査

技術審査は、参加者の業務実績に関する審査（一次審査）と、参加者が提出した提案内容及びプレゼンテーションに関する審査（二次審査）で構成される。

一次審査は、審査票（別紙1）の審査基準に基づき、事務局で審査点を算出する。二次審査は、下記の審査項目に対して審査票（別紙2）の審査基準に基づき、選定委員が審査を行う、なお、審査は、選定委員が匿名で行う。

3 各審査の得点化

（1）審査点の考え方

審査点は、価格審査点（30点満点）と技術審査点（70点満点）を合計し、総合審査点（100点満点）を算出する。

$$\text{総合審査点} = \text{価格審査点（30点満点）} + \text{技術審査点（一次審査点4点満点 + 二次審査点66点満点）}$$

（2）価格審査点の得点化

価格審査点は、以下の式により得点化する。小数点以下が発生した場合は、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times \text{最低提案価格} / \text{提案者の提案価格}$$

（3）一次審査点の得点化

一次審査点は、審査項目ごとに得点化し、得点化方法及び審査基準については、別紙1に示す。

（4）二次審査点の得点化

二次審査点は、提案内容の各審査項目について、以下の4段階評価に基づき各審査委員が個別に評価し、その平均値を得点として付与する。平均値を算定した結果、小数点以下が発生した場合は、小数点第3位以下を四捨五入する。

審査基準については、別紙2に示す。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該審査項目について非常に優れた提案である。	配点×1.00
B	当該審査項目について特に優れた提案である。	配点×0.80
C	当該審査項目について優れた提案である。	配点×0.60
D	要求水準書程度である。	配点×0.40

4 最優秀提案者の選定

価格審査点と技術審査点（二次審査点については、各選定委員の採点結果の平均）を合計した総合審査点をもとに、順位を決定する。ただし、総合審査点が6割に満たない提案は、失格とする。

総合審査点の合計が最も高い提案が複数あるときは、技術審査点が最も高いものを最優秀提案者とし、さらに同点の場合は、選定委員の投票により選定する。

IV 選定事業者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。

V 選定委員の公表

本事業における選定委員の公表は、選定事業者が決定し公表したあとで公表することとする。

別紙 1

一次審査 審査票（事務局による審査）

No.	審査項目		審査基準	配点
	大項目	小項目		
1	業務実績※	①新施設の設計に関する業務を行う企業 ・構成員C ・構成員D	元請（JV の場合は代表構成員）として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した基本設計又は実施設計業務で、延床面積 6,000 m ² 以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が 6,000 m ² 以上のものに限る）が平成 24 年 4 月 1 日以降に完了した実績 ・A 評価（2.0 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途：総合体育館）についての基本設計又は実施設計の実績が 2 件 ・B 評価（1.6 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途：総合体育館）についての基本設計又は実施設計の業務実績が 1 件 ・C 評価（1.2 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途を問わない）についての基本設計又は実施設計の業務実績が 2 件 ・D 評価（0.8 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途を問わない）についての基本設計又は実施設計の業務実績が 1 件	2 点
		②新施設の施工に関する業務を行う企業 ・代表構成員 ・構成員A ・構成員B	元請（JV の場合は代表構成員）として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した建築一式工事で、延床面積 6,000 m ² 以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が 6,000 m ² 以上のものに限る）が平成 24 年 4 月 1 日以降に完了した実績 ・A 評価（2.0 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途：総合体育館）についての建築一式工事の実績が 2 件 ・B 評価（1.6 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途：総合体育館）についての建築一式工事の実績が 1 件 ・C 評価（1.2 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途を問わない）についての建築一式工事の実績が 2 件 ・D 評価（0.8 点）：延床面積 6,000 m ² 以上の建築物（施設用途を問わない）についての建築一式工事の実績が 1 件	2 点
合計：4 点				

※ 「①新施設の設計に関する業務を行う企業」の業務実績数は、構成員C又は構成員Dによる実績とし、各構成員による件数の合算を認める。

※ 「②新施設の施工に関する業務を行う企業」の業務実績数は、代表構成員又は構成員A又は構成員Bによる実績とし、各構成員による件数の合算を認める。

二次審査 審査票（選定委員会による審査）

No.	審査項目		審査基準	配点
	大項目	小項目		
1	事業計画	①事業の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、事業への高い取組意欲、明確な事業実施方針が提案されているか。 ・統括責任者をはじめ設計企業、施工企業、工事監理企業が一体的に機能する実施体制が提案されているか。 	8点
		②品質・工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・DB方式の特性を踏まえ、マイルストーン（中間目標）の設定や進捗管理方法など、工程管理方法について、具体的な提案がされているか。 ・設計内容に不備が無いか、設計及び建設の品質を確保するための方法について、具体的な提案がされているか。 	6点
2	設計	①誰もが日常的に利用しやすい複合拠点施設としての施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園施設も含めて、誰もが日常的に利用しやすい複合拠点施設としての施設計画が提案されているか。 ・外観や外部仕上を含む計画について、整備コンセプトを踏まえた提案がされているか。 ・内観や内部仕上を含む計画について、整備コンセプトを踏まえた提案がされているか。 	12点
		②ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮した施設計画について、具体的な提案がされているか。 ・親しみやすく認知しやすいサイン計画について、具体的な提案がされているか。 	4点
		③災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において本施設を含む運動公園は広域的な災害対応・救助活動拠点として利用されることを考慮した災害に強い構造計画、設備計画について、具体的な提案がされているか。 ・諸室や設備等について、平常時から災害時への活用や利用転換についての工夫が提案されているか。 	4点
		④環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や将来更新が容易な施設計画について、具体的な提案がされているか。 ・ライフサイクルコスト低減、省エネルギー、木材利用の推進などの環境配慮について、具体的な提案がされているか。 	4点
		⑤DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージや情報パネル、AIカメラの導入など、デジタル技術の活用により施設利用者に寄与する具体的な提案がされているか。 	6点

No.	審査項目		審査基準	配点
	大項目	小項目		
3	建設・ 工事監理	①施工計画・ 工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制（指示命令系統、責任の所在、人員体制、市との連絡体制、緊急時及び非常時の体制、モニタリング体制等）について具体的な提案がされているか。 ・施工品質の向上について具体的な提案がされているか。 ・工事内容及び工期遵守に配慮した施工手順等について、具体的な提案がされているか。 	6点
		②周辺配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の安全確保、周辺地域や施設利用者への配慮について、具体的な提案がされているか。 	6点
4	地域貢献	①地域経済の 活性化	<p>地域経済への貢献について、次の内容を検討し、発注金額（積算根拠を含む）など具体的な提案がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活用 ・地元雇用への配慮 ・地域資材の使用 	10点
合計：66点				